

 県章		滋賀県公報		令和 8 年（2026 年） 7 月 14 日 第 733 号 火 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行																					
目次 ○ 告 示 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出（障害福祉課） 1 土地収用法に基づく事業の認定（用地事業支援課） 2 ○ 公 告 街区境界調査成果の認証公告（用地事業支援課） 4 一般競争入札の公告（道路保全課） 5																									
告 示																									
滋賀県告示第326号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。 令和 8 年 7 月 14 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 精神通院医療機関 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>医療の種類</th><th>医師等の氏名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>タケシタ調剤薬局大津店</td><td>大津市札の辻 3－12</td><td>薬局</td><td>岡 本 清 華</td><td>令和 8. 6. 1</td></tr><tr><td>訪問看護リハビリステーションゆうプラス</td><td>近江八幡市池田本町927－5</td><td>訪問看護</td><td>—</td><td>令和 8. 6. 1</td></tr><tr><td>滋賀睡眠クリニック</td><td>草津市南草津 1－3－1</td><td>病院・診療所</td><td>岡 田 一 平</td><td>令和 8. 7. 1</td></tr></table>						名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日	タケシタ調剤薬局大津店	大津市札の辻 3－12	薬局	岡 本 清 華	令和 8. 6. 1	訪問看護リハビリステーションゆうプラス	近江八幡市池田本町927－5	訪問看護	—	令和 8. 6. 1	滋賀睡眠クリニック	草津市南草津 1－3－1	病院・診療所	岡 田 一 平	令和 8. 7. 1
名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日																					
タケシタ調剤薬局大津店	大津市札の辻 3－12	薬局	岡 本 清 華	令和 8. 6. 1																					
訪問看護リハビリステーションゆうプラス	近江八幡市池田本町927－5	訪問看護	—	令和 8. 6. 1																					
滋賀睡眠クリニック	草津市南草津 1－3－1	病院・診療所	岡 田 一 平	令和 8. 7. 1																					
滋賀県告示第327号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。 令和 8 年 7 月 14 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 更生医療機関および育成医療機関 <table><tr><th>自立支援医療の種類</th><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>医療の種類</th><th>医師等の氏名</th><th>指定年月日</th></tr><tr><td>更生医療・育成医療</td><td>訪問看護リハビリステーションゆうプラス</td><td>近江八幡市池田本町927－5</td><td>訪問看護</td><td>—</td><td>令和 8. 6. 1</td></tr></table>						自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日	更生医療・育成医療	訪問看護リハビリステーションゆうプラス	近江八幡市池田本町927－5	訪問看護	—	令和 8. 6. 1								
自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日																				
更生医療・育成医療	訪問看護リハビリステーションゆうプラス	近江八幡市池田本町927－5	訪問看護	—	令和 8. 6. 1																				
滋賀県告示第328号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。																									

令和8年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
スギ薬局水口西店	甲賀市水口町北泉二丁目10番地	薬局	令和7.6.30
ヤマグチ薬局勝町店	長浜市勝町373	薬局	令和7.10.20
訪問看護リハビリステーションゆうプラス	野洲市小篠原1978-8	訪問看護	令和7.12.31
ひいな調剤薬局	東近江市市原野町2206-3	薬局	令和8.1.31
キリン堂調剤薬局近江八幡西店	近江八幡市中村町28-2	薬局	令和8.3.1
おうみ在宅クリニック訪問看護ステーション	守山市二町町195番地4	訪問看護	令和8.3.31
調剤薬局マリーナ甲賀店	甲賀市土山町大野401-3	薬局	令和8.3.31
高畑医院	東近江市石塔町236番地の1	病院・診療所	令和8.3.31
ユニスマイル薬局みやうち店	近江八幡市宮内町188-7	薬局	令和8.4.25
訪問看護たぬきホーム	東近江市五個荘竜田527-3 ヴェルトサイテ103号室	訪問看護	令和8.4.30
とうじゅ薬局	高島市新旭町旭一丁目8-5	薬局	令和8.5.31
株式会社アーガスあんず薬局	大津市札の辻3-12	薬局	令和8.5.31
すこやか薬局・浜大津	大津市長等二丁目10-21	薬局	令和8.6.30

滋賀県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和8年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
スギ薬局水口西店	甲賀市水口町北泉二丁目10番地	薬局	令和7.6.30
一般社団法人エンモニー訪問看護リハビリステーションゆうプラス	野洲市小篠原1978-8	訪問看護	令和7.12.31
ひいな調剤薬局	東近江市市原野町2206-3	薬局	令和8.1.31
キリン堂調剤薬局近江八幡西店	近江八幡市中村町28-2	薬局	令和8.3.1
おうみ在宅クリニック訪問看護ステーション	守山市二町町195番地4	訪問看護	令和8.3.31
ユニスマイル薬局みやうち店	近江八幡市宮内町188-7	薬局	令和8.4.25
訪問看護たぬきホーム	東近江市五個荘竜田527-3 ヴェルトサイテ103号室	訪問看護	令和8.4.30
とうじゅ薬局	高島市新旭町旭一丁目8-5	薬局	令和8.5.31

滋賀県告示第330号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和8年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 起業者の名称 日野町
- 2 事業の種類 (仮称)日野町認定こども園整備事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分 蒲生郡日野町大字河原字佃井692、695および697ならびに大字松尾字中央1647、1648、1649、1650、1711、1712、1713および1716

(2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る(仮称)日野町認定こども園整備事業(以下「本件事業」という。)は、日野町が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条および社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2の2号に規定する施設である幼保連携型認定こども園(以下「認定こども園」という。)を新たに整備する事業である。

したがって、本件事業は、法第3条第21号および第23号に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である日野町は、本件事業施行に関する建築実施設計委託費や用地取得に必要な公有財産購入費などの必要経費を、公共施設等適正管理推進事業債および町単費で執行することについて令和8年度当初予算に計上し議決を得ており、施設整備費その他必要な事業費については、令和9年度以降の予算に計上し財源措置を講じる予定であり、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

したがって、日野町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 日野町では、町内の公立保育所の定員充足率は約95%と高水準で推移している一方、公立幼稚園の充足率は約28%にとどまっており、保護者の利用ニーズが幼稚園単独型から、教育と保育を一体的に提供する認定こども園へと大きく転換しているが、既存施設の部分的改修や運営方法の工夫のみで対応するには限界となっている。

また、公立園舎の多くは築30年以上が経過し、施設面でも深刻な課題を抱えており、建物本体の老朽化に伴う雨漏り等の不具合が頻発する等、保育環境の快適性や衛生面に支障をきたしている。また、災害発生時に一定期間、園児を施設内で保護・滞在させることを想定した場合、非常用電源、備蓄倉庫、衛生設備等が十分に整備されておらず、継続的な受け入れや生活支援を行うことが困難な状況である。

新たに整備する認定こども園は、築35年を超える4園を集約化するものであり、現行の耐震基準を十分に満たす構造とし、災害時における安全性と機能性を重視した計画である。建設後は指定避難所とし、教育・保育と一時避難機能を継続できる防災体制を整備するものである。園の集約により人員配置を一体的に運用し、保育士配置の効率化や業務分担の明確化を図ることで勤務体制を改善し、負担軽減と働きやすい環境形成を通じて人材定着と保育の質の向上が期待される。

併せて、新設こども園は子育て支援拠点として、保護者相談、関係機関との連携、地域との交流を促進する機能を担うことが期待され、若年世帯の定住促進や転入促進につながり、人口減少が進行する日野町において、地域の活力を維持する上で大きな公共の利益となり得るものである。

以上のとおり、本件事業は、変化する保育ニーズへの対応、老朽化施設の解消、耐震性・安全性の向上、保育人材の確保・定着、さらに将来世代の健全育成と地域社会の持続的発展を増進する事業である。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)または滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)による環境影響評価の対象事業ではないため、事業の実施が及ぼす影響について評価する詳細な調査は実施していないが、現地目視および文献調査によると、起業地において、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による保護のための特別な措置を講ずべき動植物は見受けられなかった。

また、起業地は文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地を含むことから埋蔵文化財試掘調査を実施したところ、遺構は確認されていないが、事業実施時において埋蔵文化財が発見された場合には日野町教育委員会と協議の上、適切に処理するとしている。

なお、起業地は農業振興地域に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域であり、かつ農業振興地域整備計画における農用地区域に位置付けられているが、本区域を編入するに当たっては、法第18条第2項第5号の規定に基づく意見照会にて日野町農林課からの編入同意も得ており、農地の転用についても公共の利益のためやむを得ないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の起業地の選定に当たっては、町内にある複数の幼児教育・保育施設を集約化することから、交通利便性を考慮し、町の中心地を対象として3候補地を選定し、新設こども園の候補地として安全性、快適性、利便性、交流性、周辺環境の観点から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号（公益上の必要性）の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 日野町では、幼稚園単独型から、教育と保育を一体的に提供する認定こども園へ保護者の利用ニーズが大きく転換しているが、既存施設の部分的改修や運営方法の工夫だけでは対応が困難である。また、多くの園舎は築30年以上が経過し、老朽化に伴う雨漏りなどで保育環境の快適性や衛生面に支障をきたすとともに、地震発生時には園児の安全確保に不安がある状況であり、安全で利用しやすく保護者のニーズが高い認定こども園整備の推進が急務となっている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 日野町子ども支援課

公

告

街区境界調査成果の認証公告

草津市草津三丁目E地区②における街区境界調査成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 草津市
- 2 調査を行った時期 令和4年6月から令和5年9月まで
- 3 成果の名称 草津市草津三丁目E地区②の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域 草津市草津三丁目E地区②
- 5 認証年月日 令和8年7月7日

街区境界調査成果の認証公告

草津市草津三丁目F地区における街区境界調査成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 草津市

- 2 調査を行った時期 令和 4 年 6 月から令和 5 年 9 月まで
- 3 成果の名称 草津市草津三丁目 F 地区の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域 草津市草津三丁目 F 地区
- 5 認証年月日 令和 8 年 7 月 7 日

街区境界調査成果の認証公告

草津市草津四丁目地区における街区境界調査成果は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 21 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 19 条第 2 項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 草津市
- 2 調査を行った時期 令和 5 年 6 月から令和 6 年 9 月まで
- 3 成果の名称 草津市草津四丁目地区の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 4 調査を行った地域 草津市草津四丁目地区
- 5 認証年月日 令和 8 年 7 月 7 日

一般競争入札の公告

令和 8 年度におけるロータリ除雪車（2.2m 級）の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 ロータリ除雪車（2.2m 級） 1 台
 - (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和 9 年 3 月 19 日（金）
 - (4) 納入場所 滋賀県高島土木事務所弘川雪寒基地 高島市今津町弘川 245 番 1
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 8 年滋賀県告示第 31 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類：物品 中分類：土木・建築機械および資材
大分類：物品 中分類：車両

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課（〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314）において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県県土整備部道路整備課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4131 F A X 077-528-4903 電子メール ha08@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和 8 年 7 月 14 日（火）から令和 8 年 8 月 17 日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から 16 時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、滋賀県物品・役務電子調達システムおよび(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 質問および回答の方法等 質問がある場合は、令和8年7月14日(火)10時から令和8年7月21日(火)16時までの間に滋賀県物品・役務電子調達システムの「案件状況一覧」画面の「質問受付」から行うこと。滋賀県物品・役務電子調達システムを利用しない場合は、質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、信書便、電子メールまたはFAXにより①に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は必ずその旨を電話で連絡すること。

質問受付期間終了後、令和8年7月28日(火)の16時を目途に滋賀県物品・役務電子調達システムにて質問および回答を公開するので、当該システムの「案件状況一覧」画面の「回答公開」から確認すること。

(6) 入札書の受領期限および提出方法 入札書の提出方法は滋賀県物品・役務電子調達システム、持参または郵送とする。滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和8年8月17日(月)10時までに入札すること。持参の場合は、令和8年8月17日(月)10時までに滋賀県県土整備部道路整備課へ持参すること。郵送の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和8年8月17日(月)10時までに滋賀県県土整備部道路整備課へ必着させること。なお、持参または郵送により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その表面に「入札書」と朱書きし、氏名(法人の場合はその名称または商号)および案件名を併記しなければならない。

(7) 開札の日時および場所 令和8年8月17日(月)14時 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県県土整備部道路整備課

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Buying Rotary snow plow (2.2m class) , 1 Car

(2) Deadline for tender : 10 : 00, August 17, 2026

(3) For further information, contact: Road Management Division, Department of Public Works, Shiga Prefectural

Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4131

